



平成 27 年度版(28 年 2 月 20 日)

巻頭言

巻頭言 衣がえ

◆ 27 年度の事業 語る会と懇親会	p2
◆ 会員の声 OB 会、聴言研、親の会	p3
◆ 話題づくりに役立つ 【 参考資料 】	
年表 関連団体の発足と流れ	p8
「ことばの教室」「きこえの教室」と潭潭	p9
障害児教育・三つのトピック	p10
我が国の特別支援教育の動向	p12
世界標準・インクルージョン	p13
新聞報道	p15
障害者福祉の法体系の動向	p16
あとがき	

衣がえ

OB 会長 高橋 恒治

1 月 24 日の新聞報道で大曲養護学校せんぼく分教室が地域住民や保護者らを招いて感謝の会を開いたことを知った。分教室は平成 25 年(2013)年 4 月に開設され、28 年度からは大曲支援学校せんぼく校として新校舎でスタートするとあった。これまで親しまれてきた全県の養護学校の名称、盲学校、聾学校の名称が 4 月から消える。一つの衣替えである。

1 月 3 日には、障害者支援法が 10 年ぶりに改正されるとの報道もあった。国や県、事業主、学校関係者、そして社会人となったときに遭遇するかもしれない、刑事訴訟などを想定し、専門家への周知などに力を注ぐことが主な改正点である。秋田県でも発達障害の相談件数が増え、追いついていけないなど、抱える課題が幼児から大人まで幅が広がったことを読み取れる。第 2 段階である。

私たちが関わってきた聴覚・言語障がい教育はどうだろうか。平成 5 年に通級による指導が制度化され、19 年には特殊教育が特別支援教育に変わった。通級による指導の対象も言語障害中心であったものが、今は発達障害の子どもたちが多くを占めるようになった。＜高等学校にも導入すべく専門家会議が設置され、早ければ平成 29 年度の導入＞ 大きな様変わり・衣がえを迎えている。

さらに、3 年前に成立していた障害者差別解消法がこの 4 月 1 日からは本格実施（施行）される。障害者に対する基礎的環境整備と合理的配慮が求められており、合理的配慮に対してリクエストがあれば拒否できなくなるというものである。

こうして新しい年度は、障害者関連をのぞき見しただけでも大きく様変わりすることが分かる。challenge(挑戦)には change(変化)が含まれている(秋田さきがけ“北斗星”2016.1.18)という。それぞれの関係者が経験や、実践、話題を持ち寄って、お互いに情報や意見を交換し、基礎的環境整備、合理的配慮のために衣替えをしなければならない、意識と行動の時代を迎えている。(2016.1.30)

## 27年度の事業<会務報告>

- 1 5月30日 秋田県聴覚・言語障がい教育研究会 研修会・総会 中通小学校 …高橋会長出席  
13:00~16:00 ①総会 ②研修会Ⅰ（「難聴学級・通級指導教室の指導の実際…情報交換」）  
③研修会Ⅱ（講話会 講師・特支課 佐藤圭吾指導主事）

- 2 8月11日 秋田県聴覚・言語障がい教育研究会研究大会  
石井、梅田、嵯峨、永田、高橋の5名参加  
◎ OB会総会 開催 中央シルバーエリア（昼食時）



- 3 8月21日 早期からの教育相談・支援体制構築フォーラム  
(高橋会長参加)

- 4 9月26日 拡大運営委員会（石井副会長 嵯峨副会長 永田監事 松山監事 高橋会長 5名出席）  
案件 ① 秋の「語る会と懇親会」 期日・会場・日程・案内者など  
案件 ② 会報「潭潭」の発行（年度末1回）

- 5 11月21日(土)・22日(日) 思いを語る会と懇親会



第1日目の様子

会場 にかほ市  
温泉保養センター

### 第1日目

特別支援教育課 / 新井敏彦主任指導主事 秋田県聴覚障がい児を持つ親の会 / 荒巻、中島 秋田LD・AD/HD親の会「アインシュタイン」小池  
会員5名（石井、嵯峨、遠藤、高橋香代子、高橋会長）

「思いを語る会」「懇親会」会計報告

- ① OB会会計からの支出  
会場費・案内ハガキ・当日コピー代  
13,736円  
② 懇親会・宿泊の会計（参加者5名）  
収入 15,000円（懇親会のみ3名）  
18,000円（宿泊者2名）  
支出 29,663円（「はまなす」支払い）  
残額 3,337円はOB会会計へ

### 第2日目

秋田県難聴者・中途失聴者協会 / 永井慎吾  
ゆり要約筆記サークル 志村、真坂  
会員2名（石井、高橋）

- 6 12月20日 「思いを語る会と懇親会」終了報告とOB会報「潭潭」への寄稿依頼文書（A41枚）発送

- 7 平成28年1月20日 「あきこまの集い」（試行）開催案内ハガキ発送（24名）  
OB会員15名 他に聴言研幹事4名 親の会3名 県特支課など2名  
(秋田さきがけ「声の十字路口」回覧板に開催掲載 2月18日)

- 8 // 2月20日(土) 「あきこまの集い」 9:30~12:00

- 9 // // 会報「潭潭」27年度版発行

## OB会結成をふり返って

前会長 伊藤 薫

(1) 平成5年4月、私は中通小学校長として着任してある日のこと、事務局長の伊藤正敏先生から「今年度から秋田県聴覚・言語障がい教育研究会会長職を当校に固定する」との話がありました。最初は納得できなかったが、特殊学級の経験があったことから承知したものの、「聴覚・言語」についてはまったく未知なる世界でした。

しかし、承知した以上その職責をはたさなければと覚悟を決め、事あるごとにその教育現場に足を運びました。そして健常児教育には見られなかった教育の真髄を深く感じながらも定年退職のため、2か年でこうした教育営為から離れなければなりませんでした。

「もっとこの子供達との教育に接していきたい」との思いのもとに、かつて指導主事として学校訪問をした際に出会った遠藤昌夫先生のことが脳裏に去来し、自分の心情（OB会結成への呼びかけ）を訴えたところ、即座に賛意のお手紙をいただきました。

時は平成7年、田沢湖サンライズホテルにおいて、遠藤先生を中心に「秋田県聴覚・言語障害教育研究会 OB会」の設立準備会が開催されました。平成8年5月、「県聴・言研究会」や「県言障協」（秋田県言語障害児教育推進協議会）等の協力を得ながら、会員募集の件、会則の草案、運営上の内容検討のもとに、第1回総会が開催されました。図らずも初代会長に推挙されて以来10年間、務めさせていただきました。

(2) さて、こうして出来たOB会ですが、会の目的は、長年同じ道に心血を注いできた同志の親睦を図るとともに、「県聴・言研会」育成への支援（協力）をモットーにスタートしました。当時は、特別支援学級を担任される先生といっても、人事異動ではこの道の「基礎知識」をもたない教員も配置され、2～3年でまた入れ替わるという時代でした。こうした人事異動。異動させられた教員は2～3年我慢すればまた普通学級にもどれるものの、人事異動の最大の犠牲者は「子供たち」でした。

たしかに教育行政の施策として内地留学派遣制度もありましたが、すべての担当者が浴するわけではありません。したがって、この道を経験されたOB会員こそ身近にあって相談できる最大の支援者でした。

こうした現状から、OB会員の有志の方は機会あるごとに教育現場に立ち入り、授業参観や交流研修会での指導・助言といったいわば人的支援のほかに、OB会として毎年財政支援も欠かすことなく実施するなど、OB会としての役割は十分に果たしたと確信しています。

(3) 以上、会長時代の取り組みを述べました。かつて障がい児（者）は特別視されていました。今はノーライゼーションの理念のもとに先生たちは日々の教育営為に精進されていると思います。この理念の拡大をめざし、熱い思いを抱きながら、歩んでほしいと願っています。

伊藤正敏さん、遠藤昌夫さんのお名前が出てきました。過年度発行の

「潭潭」に投稿されたものを次ページ以降に再掲します。

事務局ができたことに感謝して

秋田市立中通小学校 伊藤正敏

私の教職の最初は、埼玉県の養護学校です。大学で特殊教育を専攻していなかったので、無免許運転でした。

四年後秋田に帰り、土崎小学校に勤務しました。はじめて聞く「ことばの教室」を担当することになりましたが、長男の誕生と重なり戸惑う毎日が続き、三年経験したら普通学級を希望しようと思っていました。しかし、とうとう今日まで、土崎小学校で七年、中通小学校で十四年。この間、平成五年から六年間「聴言研」、平成八年から現在まで「言障協」、平成十年から三年間「県特研」の事務局をさせていただきました。

私は事務局の仕事を通して本当にたくさんの方々からご指導をいただきました。貴重な財産としてこれからも大切にしていきたいと思います。現在、情緒障害学級を担当して三年。中通小学校も十年になりました。そろそろ「OB会」から「聴言研」会員に戻るのかなと思っています。

【編集子 注】 「潭々」(十四年度第五号・平成

十五年二月発行)に掲載。所属学校は当時です。

### 「ことばの教室」黎明期のお話

—運命的な出会い—

OB会 遠藤 昌夫

昭和40年11月、その頃、私は、由利郡矢島小学校金が沢分校に勤務していました。一年生から三年生までの複々式学級です。私にとっては、楽しくやり甲斐のあった六年間でした。しかし、父を戦争で亡くした母子家庭の嫡子ですから、いつまでも辺地勤務をしているわけにもいかず、そろそろ家に帰らなければと特殊学級担当を条件として転任を希望していました。

転任の話もだいぶ煮詰まっただろうと期待して待っていた二月、校長がわざわざ分校まで訪ねてくださり、転任の話をしてくださいました。しかし、私が描いていた知的障害の学級ではなく、言語障害児教育という初めて耳にする話でした。分からなくてその説明を求めましたところ郡内にも県内にも言語障害児学級は無いとのこと、そればかりか、校長も町教育長も由利出張所も分からないということで大変困っているという話でした。

不安と困惑と少しばかりの絶望感が沸いてきました。やがて、県庁の鈴木秀治指導主事から言語障害児教育について説明するので向いてほしいという要請がありました。その時、初めて能代の山田芳男先生が私と同じ立場にあることを知ったのです。県の教育委員会を訪ねました。千葉県内の院内小学校と宮城県仙台市の通町小学校に「ことばの教室」という言語障害児学級(無認可学級)が、国内で二校しかないこと、言語障害児をもつ親の会が全国的に“ことばの教室の設置と専門の先生の養成”を求める運動を活発に行っていること、秋田県でも辻久視会長を中心に力強い運動が展開され来年度から秋田市旭南小学校に一学級、翌々年には能代市内に一学級設置する予定であること、…の説明がありました。ご自身もよく分からないということでした。従って、ことばの教室設置のために必要な事柄すべてを勉強してきてほしいということでした。

そして、昭和41年4月、東北大学と通町小学校の門をくぐりました。

【編集子 注】平成20年7月発行 会報「潭々」からの抜粋 当稿には、秋田県言語障害児を持つ親の会会長の辻久視氏やその仲間の活躍も記述。平成23年2月発行「潭々」には、「誕生のころ」と題し、「秋田県言語障害児教育推進協議会」が出来ることになったお話を書いてくださっており、やはり、辻久視氏の絶大なお力があって実現したことが分かります。

## 回想 第 39 回秋田県聴覚・言語障害教育研究大会に参加して

OB会 山田 芳男

当研究会が発足したのは、湊城第二小学校「ことばの教室」からで、発足当時の事象がふつふつと蘇ってまいりました。当時、秋田県の「ことばの教室」の開設数は 5 教室でした。教室同士の連携はありませんでした。各教室ではどんな教室経営をしているのか、どんな指導法で行っているのか、お互い皆目わかりませんでした。そこで、梅田先生と相談しまして、各教室経営について話し合いを持ったら如何かと、各教室に呼びかけたのです。

それは、昭和 45 年 11 月 30 日のことでした。ところが、11 月というのに生憎の猛吹雪におそわれたのです。あまりの吹雪に交通機関は麻痺状態となってしまいました。これでは延期しなければならないのかな？、と思っているところへ飛び込んで来たのが鶴舞小の遠藤先生でした。そして、花輪小の秋林先生、朝倉小の小松先生、旭南小の能美先生と続々と集まったのです。全員雪まみれでした。先生方のこの熱意には感激しました。

一生懸命議論しました。少人数でしたが、この教育を少しでも前進させよう、この教育をなんとか軌道にのせようとする情熱・熱意・使命感といったものがありました。会は午後 4 時終了、この会の名称を「第 1 回秋田県ことばの教室担当教員研究会」としました。この研究会の誕生は、その後の教室経営の道しるべになったのではないかと考えます。それなりに大きな意義があったのではないかと考えています。この研究会が現在の「聴覚・言語障害教育研究会」の前身であります。

( 編集子 注 ) 平成 23 年 9 月発行 解放「譚繰り返し」掲載の一部を抜粋

## 開級てんやわんや

OB会 梅田 信彦

開級について多少の不安はあっても困惑はなかった。湊二小の山田先生からは検査、指導に関する膨大な資料を根こそぎ貰ってきたし、鶴舞小の遠藤先生からは虎の子の診断資料を盗み同然に頂戴してきたし、自分で選り入手した 27 冊の本は全部読み終え、自分流の検査、診断法を「理屈」の上では「確立」したし、検査、指導の用具、絵カード、用紙、玩具、絵本等々は町から多額の予算を戴いて揃えたり、…で用意万端整えた。

昭和 46 年 7 月上旬、入級者決定のために希望者約 30 名の検査に、小沢正子先生と二人で取り掛かった。阿仁、上小阿仁、森吉、合川、鷹巣から集まった。中には、バス、汽車を乗り継いで一日がかりで来る子どももいた。検査は一週間で終えた。

小沢先生は晴れやかな声で悲鳴をあげた。「スカートが脱げて来るわ」小沢先生の堂々たる体が細く見えた。私も食欲不振で 5K 減った。9 月指導開始。 構音障害、口蓋裂、脳性まひ、言語発達遅滞、吃音、かん黙、難聴と全て網羅した。

【 編集子 注 】平成 14 年 12 月発行 会報「譚々」～創設期の回想の記～ から

## OB 会員として

佐藤 昌子

私と「ことばの教室」とのかかわりは、能代市立淳城第二小学校に勤務することになったその時から始まりました。淳城第二小学校のことばの教室は、県内でも有数の歴史と伝統のある教室でしたので、身の引き締まる思いをしたことを思い出します。<淳城第二小学校は平成 18 年度で閉校し、淳城南小学校新設>

現在「ことばを育てる親の会」の会長さんである梅田信彦先生の下で、私はそれまでとは全く違う世界の、沢山のことを学ばせていただきました。中でも、親御さんや子どもさんの心情に寄り添うこと、その立場になってより良い道と一緒に考えること等、あたりまえのようではありますが、何かが違う大事なことが・・・。

また、淳二小では他の学校にはない「ことばの教室後援会」があり、能代市内の篤志家の方々が教室を支えてくださっていました。そのおかげで、教室運営は円滑に行われていました。そして、歴代の先生方の実績が認められ、能代市の予算を大幅にいただくことができるようになりました。そろそろ「後援会」は解散しても大丈夫ではないかという話が出て「親の会」に移行することになりました。これを機に「ことばの教室」「通級指導教室」に通う際は、保護者の方には必ず「親の会」に入会していただくことを決めました。

淳城南小学校の「親の会」は、淳二小時代からの継続があるので、通級生の人数分「親の会」の会員数が確保できています。新年度の 4 月に「親の会」の総会を開催し、乳急についての説明や時間割について相談を行います。6 月には家族レクリエーション、12 月にはクリスマス会、3 月には終了の会、その他に保護者交流会を数回開催しお菓子作り等を行っています。

秋田県の親の会は、辻久視（大圓）先生が立ち上げてくださいました。自ら会長さんをお務めになり、長年ご尽力いただきました。2 年前、ご高齢との申し出があり梅田信彦先生が引き継いでくださいました。事務局は能代市立淳城南小学校に置いています。会員数は、なかなか他県のように増えませんが、なくしてはいけないという思いで、退職した身ではありますが私もかかわらせていただいております。

これからも OB 会員としてお世話になります。通級指導教室担当の先生方とも連絡を取り合いながら、特に「親の会」のことなどをお伝えできたら・・・と思っている今日この頃です。

### 未知との遭遇の思い出

能代市 塚本寿之

昭和五十四年、担当学級に吃音の子がいて、「淳城二小ことばの教室」に通級していた。担任者会で初めて言語治療教育を知り興味をもった。

年度末近くになって、淳城第二小ことばの教室創設者で県特殊教育センターに勤務しておられた山田芳男先生に「ことばの教室へ来ないか」と声をかけられ、思いきって承諾した。

だが、難聴学級担任だと言われて困った。まったくの未知の分野であったからだ。ただ、救われたことは一年間研修で秋大へ内地留学できるという市教育委員会の配慮だった。

喜んだが、大学の講義に聴覚障害は皆無であった。故中村四郎教授が週一日聾学校での研修を段取りしてくださったので助かった。

四十歳になってからの秋田市への通学はきつかった。帰途は必ず途中で下車して眠った。附属養護学校での教育実習の二週間は学校近くのビジネスホテルに宿泊し通学した。

^ 次ページにつづく v

△ 「未知との遭遇の思い出」 前ページから続き ▼

聾学校では池田教頭先生、石井柳次先生、石井辰徳先生に大変お世話になり、研修が実りあるものになっていった。

五十六年四月湊城二小に「きこえの教室」が創設された。「ことばの教室」の梅田信彦先生が援護して下さるので心強かった。能代市では国際障害者年とあって千二百万円の難聴教育指導機器共入費を予算化され、聾学校にある指導機器の準備ができ感謝感激した。通級生は七名で聾学校からの転校生二名が含まれた。言葉を全く有しない三歳児に出会い指導に苦労したことが忘れられない。

【編集子 注】 平成十四年十二月発行の

「潭々」(十四年度第四号)から転載

## 「きこえの教室」に寄せて

秋田市立秋田西中学校 松山 恵理子 (OB 会員)

昭和 55 年、秋田市立土崎小学校に初めての「きこえの教室」が開設され、テレビでも話題になったそうです。その 2 年後に、2 校目の「きこえの教室」が秋田市立中通小学校に開設され、そこに赴任したのが土崎小学校の開設に携わった高橋真理子先生と新採用の私でした。教室の設計図から予算配分まですべてを任せられ、私たちにとっては悪戦苦闘の連続でした。2 学期から通級指導がスタートしましたが、校内通級児童は一人もなく、すべてが校外からの通級児童でした。翌年、浜田啓子先生と藤原和子先生が「ことばの教室」開設のために赴任されて、中通小学校は通級指導教室の拠点校となりました。放課後になると、近隣の学校から子どもたちが入れ替わり立ち替わり通級し、とてもにぎやかな時代でした。

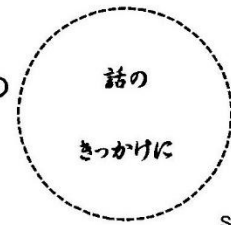
その後、思い出深い土崎小学校の「きこえの教室」の担任になりました。その頃は、校内通級児童が 3 名、校外通級児童が 6 名おり、週に 1 時間はグループ学習も行うことができました。当時、秋田大学教育文化学部に着任したばかりの武田篤教授から、指導内容や保護者へのアドバイスなどについて、保護者会への参加をとおしてご指導いただくことができました。子ども同士のかかわりを育てながら、大切な宝物をたくさんいただいた 5 年間でした。

現在の勤務校にも、今年度から「きこえの教室」が開級されました。校内の生徒が 1 名で、校外からの通級生徒はいません。いつの間にか「きこえの教室」は一人学級が定着してしまい、同じ障害がある友達とのかかわりを育てる機会がなくなり淋しく思っているところです。先日、本校で英語検定が行われましたが、難聴の生徒はリスニングの部分を DVD のテロップで対応することにより受検が出来ることを知りました。ICT 機器の活用により、情報保障も日々めざましく進歩していることを改めて感じさせられています。

最近の新聞で、「高等学校にも通級指導教室が・・・」という記事を目にしました。特別支援教育へと変貌を遂げ、通級指導教室には「ことば」や「きこえ」だけでなく、発達障害のサポートも求められる現在、常に最新の情報をキャッチしながら時代の流れを捉えながら、目の前の子どもに向き合っていきたいと考えている日々です。

【参考資料】 秋田の聴覚、言語、及び関係団体の流れ

- 聴覚・言語障がい教育研究会(聴言研)      ★聴言研OB会
- 秋田県言語障害児推進協議会(言障協)      ◎秋田県言語障害児を持つ親の会



和暦 西暦

S39	1964	◎ 秋田県親の会設立運動着手、全国協議会結成に参加(辻久視氏)	S39
40	65	◎ 秋田県言語障害児を持つ親の会結成(10/20 辻久視会長)	40
41	66		※ことばの教室(旭南小) 41
42	67		※情緒障害学級(旭南小) 42
43	68	■言障協発足	43
44	69		44
45	70	● 秋田県ことばの教室担当教員研究会(11月)	45
46	71	◎ 親の会全国大会(秋田市) ●秋田県言語障害教育研究会結成	46
47	72		47
48	73	●聴言研・第1回研究大会開催(夏季開催)	48
49	74		49
50	75		50
51	76		※きこえの教室(鶴舞小・花館小) 51
52	77		52
53	78		53
54	79		※養護学校義務化 54
55	80		55
56	81		56
57	82		57
58	83		※情緒障害学級(本荘北) 58
59	84		59
60	85		60
61	86	◎ 辻久視氏。全国言語障害児をもつ親の会会長(H3・1991年まで)	61
62	87		62
63	88		63
H 1	89		H 1
2	90	● 全難言秋田大会開催(8月)	2
3	91	◎ 辻久視氏。全国親の会・副会長、東北ブロック長(H13・2001年まで。2002年から顧問)	3
4	92		4
5	93		※通級指導開始(3校) 5
6	94		※きこえの教室(花岡中) 6
7	95	★ 聴言研OB会設立呼びかけ	7
8	96	★ 聴言研OB会結成	8
9	97	◎ 秋田県ことばを育てる親の会連絡協議会開催	9
10	98	◎ 親の会再結成(これまで言障協が代行) ▼全国LD児親の会に加入	10
11	99	▼ 秋田県LD児教育を考える会結成	11
12	2000		12
13	1		13
14	2	●第30回研究大会<講演: LDの理解とその対応> <分科会 構音障害・言語発達遅滞・難聴・学校給食>	14
15	3		15
16	4	●第32回研究大会 <分科会 通級部会・難聴部会>	16
17	5	◎ 全国ことばを育む親の会に名称変更	17
18	6		※LD児が通級指導対象に 18
19	7		※発達障害支援センター(ふきのとう秋田)開設 ※特別支援教育スター 19
20	8	◎ NPO法人全国ことばを育む親の会に名称変更	※中学校でもLD児が通級対象に 20
21	9	●第37回研究大会 <分科会= 難聴(自立活動) 難聴(学習) 言語(構音障害) 言語(言語遅滞) LD/A>	21
22	10	■言障協解散(年度末)	※秋田県総合支援エリア(かがやきの丘)オープン 22
23	11	○ 秋田県聴覚障がい児を持つ親の会結成	23
24	12	▲聴覚障がい連絡協議会発足(2/26)	24
25	13	◎ 梅田信彦会長就任	※LD/ADHD高校サポート事業 25
26	14		※ことばときこえ支援センター開設(ろう学校) 26
27	15		27
28	16		※ 障害者差別解消法施行 28



「きこえの教室」「ことばの教室」及び関連団体の誕生・発足にまつわる話は、  
OB会報「潭潭」◀24年8月 創刊からこれまで▶で読むことができます。

【 Akita 聴言のたまり場 <http://akita-chougenken.jimdo.com/> 】

- 1 秋田県言語障害児を持つ親の会結成 (昭和40年10月20日)
- 2 ことばの教室の誕生 潭潭……平成20年7月 「ことばの教室」黎明期のお話 遠藤昌夫

昭和40年10月 秋田県言語障害児をもつ親の会 結成 辻久視  
11月 秋田さきがけに「ぼく、お話、したいんだ」の連載<10回>  
親の会全国協議会が結成され、教室設置と教員養成を政府や文部省に。  
41年4月 旭南小「ことばの教室」(長谷部、能美教諭が初代担当)  
(42年 能代市に設置予定)  
4月 内地留学 (東北大学と通町小学校で研修 山田、遠藤両教諭)  
【注 昭和42年10月 ルーテル愛児幼稚園に「ことばの教室」が開設される。】

- 3 言障協(秋田県言語障害児教育推進協議会)の発足 潭潭…… 遠藤昌夫 「言語障害児教育推進協議会について……」(平成15年7月 第1号) 「誕生のころ」(平成23年2月)

43年11月 「秋田県言語障害児教育推進協議会」の設立 (1968)

★「言障協」は平成23(2011)年3月で43年の歴史に幕を下ろし、4本柱(言障協、聴言研、同OB会、親の会)の一つが消えました。『解散・記念誌』発行

- 4 秋田県言語障害児教育研究会の発足  
潭潭…… 「回想 第39回秋田県聴覚・言語障害教育研究大会に参加して」 山田芳男

45年11月30日 研究会の発足。「ことばの教室」は5校に設置  
「第1回秋田県ことばの教室担当教員研究会」後に「秋田県言語障害児教育研究会」  
花輪・秋林 能代・山田、梅田 旭南・能美 鶴舞・遠藤 朝倉・小松

- 5 きこえの教室の誕生 昭和51年4月  
「秋田県言語障害児教育研究会」を「秋田県聴覚・言語障害児教育研究会」(聴言研)と改称

昭和54年 養護学校教育義務化

56年 秋田県特殊教育センター設置 翌年から 順次 ミニ特殊教育センター(特殊教育地域センター)設置 県内10か所

61年 幼児・養護教育課(秋田県教育庁)発課

平成5年 通級による指導の場の制度化 呼称「通級指導教室」

- 6 OB会発足

潭潭 平成8年 … 「ごあいさつ」秋田県聴覚・言語障害児教育研究会 OB会長 伊藤 薫

平成19年 特別支援教育制度スタート

## 【参考資料】 障害児教育（特殊教育） 三つの山（トピック）

### 1 三つのトピック

昭和から平成にかけて、障害児教育にとって大きな出来事が三つありました。最初の山は、昭和 54 年(1979)の養護学校義務化スタートです。長い間の保護者の願いがかない、小・中学校の特殊学級で培われてきた障害児教育をベースに養護学校教育が始まりました。

二つ目の山は、義務化スタートの 14 年後、平成 5 年(1993)の「通級による指導」の制度化です。児童生徒は、音楽室で楽器を演奏したり、図工室で粘土をこねたり、理科室で実験を試みたりするように、在籍する学級とは異なる場所で特別の指導を受けられるようになり、さらに 14 年後の平成 19 年(2007)に特殊教育が特別支援教育に移行しました。27 年度は 9 年目でした。

この三つの山を乗り越えられて来た陰には、保護者の願い、並々ならぬ努力が大きかったことを忘れてはなりません。

### 2 「通級による指導」「特別支援教育」

「通級による指導の制度化」と「特殊教育から特別支援教育への移行」の動きを「秋田県教育史 第八巻 通史編三」〈平成 20 年 12 月 20 日刊〉でみてみましょう。

#### 第五節 特殊教育 〈P243～〉

#### 1) 養護学校教育の義務制施行後の取り組み

**理解啓発** 文部省は、昭和 54 年から「心身障害児理解推進校」を指定し、小・中学校の子どもが、障害のある子どもに対する正しい理解と認識を深めるための指導の在り方を探る研究を進めた。秋田県では、昭和 54 年度から平成 8 年度まで、小学校 10 校、中学校 8 校が指定され、交流相手校として養護学校 12 校が指定された。

**就学指導** 昭和 56 年度、県教育センターに隣接して「秋田県特殊教育センター」を新設し、障害児の適正な就学に関する相談業務や電話相談等に当たった。同センターは、機構改革によって 61 年度から県教育センター「特殊教育研修部」となり、平成 7 年度からは県総合教育センター「特殊教育相談研修部」に、さらに 16 年度から同センター「特別支援教育班」に改編され、障害児の就学に関する相談業務等はそのまま引き継いで実施されている。県教育委員会は、昭和 57 年度、花輪小・鶴舞小・花館小に「特殊教育地域センター」を設置し、県内各地域の拠点校を中心とした相談業務や適正就学の充実に図った。この特殊教育地域センターは、年次計画で設置が進められ、63 年度までに県内 10 地域の小学校に設置した。この地域センターでは、特殊教育指導員として、経験の豊富な退職校長等が業務に携わり、教育・就学相談をはじめ、障害児教育に理解啓発や地域の市町村の就学指導、特殊学級の助言に当たった。

#### 2) 児童生徒の状況

**小・中学校** 昭和 50 年代の半ば以降、小・中学校の特殊学級に在籍する児童生徒数は減少している。これは、昭和 61 年度の県教育委員会による特殊学級適正化に向けた指導や、児童生徒数全体の減少傾向が始まったことが要因で、中でも、知的障害児童生徒の減少が著しい。障害種別では、自閉傾向児の在籍が多くなったことにより、情緒障害特殊学級の設置が増加した。また、言語障害、難聴、身体虚弱のほかに、平成になってから、肢体不自由及び弱視の特殊学級が誕生した。

平成 5 年度、制度化された「通級による指導」が始まった。県内のすべての言語障害特殊学級に、通級による指導教室が設置され、平成 17 年度には、校内・校外合わせて約 200 人の児童が通級して指導を受けている。

なお、障害があっても特殊学級や養護学校等を希望しないケースがみられ、平成 17 年度には、約 300 人の障害のある児童生徒が、小・中学校の通常の学級に在籍している。さらに、学習障害 (LD) や注意欠陥多動性障害 (ADHD) 等のため特別な支援の必要な児童生徒は、全体で約 1,500 人程度在籍しているものとみられ、これらの児童生徒に対する指導や支援の在り方が課題になっている。

### 3) 特別支援教育への移行

県教育委員会では、平成 15 年度、「特殊教育学校のセンター的機能充実事業」を新たに始めるとともに、文部科学省委嘱の「特別支援教育推進体制モデル事業」と並行して、特別支援教育への移行を見据えた取り組みに着手した。このセンター的機能充実事業は、県内すべての盲・聾・養護学校が、特殊教育に関するノウハウ等を活用しながら、関係する機関と連携して、地域の幼稚園や小・中学校への支援を行うものである。県北・県南地区に設置した聾学校サテライト教室における難聴児の指導や保護者への相談活動のほか、小・中学校に対する支援として、特別支援教育セミナーの実施や、LD、ADHD 等のため支援を必要とする児童生徒に対する指導体制の充実に関する取り組みを行った。「特別支援教育推進体制モデル事業」では、県内3地区に専門家・支援チームを設置して、LD、ADHD 等への支援を行うほか、「特別支援教育推進フォーラム」や「特別支援教育コーディネーター養成研修会」の開催、軽度発達障害児の理解と指導に関する冊子の配布など、小・中学校における特別支援教育体制の整備を図った。

平成 15 年 7 月、県内すべての公立小・中学校の通常学級在籍者を対象に、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態調査を実施した。その結果、学習面や行動面において著しい困難を示す児童生徒が 1,364 人(全体の 1.4 パーセント)であることが判明した。同様の調査を 16 年 7 月にも実施した結果、1,494 人(全体の 1.6 パーセント)の児童生徒が該当していることが分かり、担任による、児童生徒の実態についての理解が進んでいることが分かった。

平成 16 年度、幼児・養護教育課を「特別支援教育課」と「幼保推進課」に再編し、特別支援教育への本格的移行に向けた教育庁内の組織体制を整えた。また、県内すべての教育事務所、出張所に特別支援教育担当指導主事を配置するとともに、17 年度には特別支援教育担当の教育専門監を一人配置するなど、県内全域における支援体制を確立した。

平成 17 年 12 月、中央教育審議会が「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」(答申)を示し、18 年 6 月には、盲・聾・養護学校を特別支援学校に改める「学校教育法の一部を改正する法律」が成立・公布され、平成 19 年度から特別支援教育が制度化されることになった。

- 平成 18 年 12 月 国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択されました。
- 〃 19 年 9 月 「障害者の権利に関する条約」に我が国が署名しました。
- ◎ 〃 22 年 7 月 「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」が設置されました。
  - ◆ 〃 23 年 8 月 障害者基本法の一部改正がおこなわれました。
- ◎ 〃 24 年 7 月 「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」が報告をとりまとめました。
- ◎ 〃 〃 報告を「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」としてとりまとめました。 <中央教育審議会初等中等教育分科会>
  - ◆ 〃 25 年 6 月 障害者差別解消法が成立しました。
- ◎ 〃 25 年 9 月 学校教育法施行令が改正(8月)され、施行されました。
  - < ⇒ 特別支援学校に原則就学の方から、就学先の決定の仕組みを総合的な見地から見直すことに。 >
- 〃 26 年 1 月 「障害者の権利に関する条約」に批准し、2月発効しました。

**共生社会の形成に向けた障害者の権利に関する条約 第 24 条—教育** で求めているのが **インクルーシブ教育システム**です。これは「人間の多様性の尊重等の強化、障害者が……能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下」「障害のある者となない者が共に学ぶことを目指す」仕組みです。

- ☆ 障害のある者が**教育制度一般から排除されないこと**
- ☆ **自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること**
- ☆ 個人に必要な「**合理的配慮**」が**提供されること**

初等中等教育だけでなく成人教育、生涯学習の段階にも締結国に求めています。

等が必要とされています。そのためには環境の整備がおこなわれ、「多様な学びの場」の提供が求められます。

— 秋田県特別支援教育 校内支援体制ガイドライン (三訂版) <平成 27 年 3 月> 参照—

- ◆ 〃 28 年 4 月 1 日 障害者差別解消法が施行されます。

**合理的配慮は上記の条約や国内法で規定され、その否定は障害を理由とする差別に含まれること**の理解が重要です。**合理的配慮の基礎となるのが基礎的環境整備**です。 《合理的配慮については p 17, 8 にでも記載します》

基礎的環境整備は、国や県、市町村でおこなう教育環境の整備です。その内容としては、施設・設備の整備や専門性のある教員の配置、教材の確保等があげられます。 他には、…… ネットワーク形成 多様な学びの場の提供と特別な指導 専門性のある指導体制の確保 個別の指導計画や個別の支援計画の作成等による指導 交流及び共同学習の推進

【 編集子 注 】 “ インクルーシブ教育 ” という語句が会報「潭潭」に 1 回だけ出てきています。平成 20 年(2008) 3 月発行の中に、当時秋田県総合教育センター勤務の本郷光さん (OB 会員) が『インクルーシブ教育の実現を目指して ～個のニーズへの対応と集団づくりをキーワードに～』として寄稿されました。

# 世界標準

世界標準 「さまざまな分野において使われ、一国の特徴的な基準で他国には通用しないものではなく、国を越えてその分野の大枠の方向を提示するもの」

## 1993年の国連決議こそ特殊教育の世界標準ではないか。(柘植雅義)

◀ 柘植雅義著 学習障害(LD) 中公新書 2002年 ▶

■ 国連は、1971年<昭和46年>に「精神遅滞者の権利に関する宣言」を決議して以来、毎年のように障害者関係の決議を行ってきている。

1976年<昭和51年>から1981年までの10年間「国際障害者年」、85年には「障害者に関する世界行動計画の実施と国連障害者の10年」が決議。

日本では ☆ 1980年代半ばから1990年ごろ、学習障害への関心が一気に高まる。

☆ 1990年には全国LD親の会(1990年2月全国学習障害児・者親の会連絡会の結成。1996年12月全国LD親の会に改称)が設立、1992年11月には日本LD学会が発足

☆ 1992年、文部省(当時)の「通級学級に関する調査研究協力者会議」の報告書で初めて学習障害(LD)という言葉が示された。

☆ 「学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議」の報告書「学習障害児に対する指導について」。教育というサービスと受ける側である保護者の願いや、学習障害(LD)の学術研究者による豊富な研究成果の蓄積は、学習障害の教育政策に確実に影響を与えていった。

★1960年代に親の会が動き、学術学会が設立され、専門誌が発刊され、公法(全障害児教育法1975年)において学習障害(LD)が定義され、IEP(個別教育計画)の作成が義務づけられて具体的な支援体制が急速に整っていったアメリカにおけるプロセスによく似ている。

■ 1993年<平成5年>の国連決議。「社会のあらゆる側面における障害をもつ人びとの積極的かつ完全なインクルージョンと、そこにおける国連の主導的役割」。インクルージョン(inclusion)という語がその決議のタイトルに載ったのはこの決議が初めてである。

■ 1994年 スペインのサマランカという都市で、ユネスコとスペイン政府共催の会議で「サマランカ宣言」が採択され、その内容は、各国にインクルージョンの推進を広く提唱するものであった。

日本では ☆ 1999年7月、「学習障害の会議」(1992年にスタートし、7年に及ぶ検討)の最終報告書がまとめられた。日本の学習障害への対応の枠組みが固まった。

☆ 2001年1月、文部科学省は「21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議」の最終報告「21世紀の特殊教育の在り方について——一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について——」、第3章「特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応について」

☆ 2001年から始まった文部科学省の「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」のワーキンググループには、大学における研究者や、学校長会の関係者と共に、学習障害(LD)やADHDや高機能自閉症等の親の会の団体(NPO)からも数名が正式メンバーとして参加した。

# インクルージョン

改めて とは

障害のある子とない子という二つのグループがはじめてから存在し、それぞれのグループの子どもへそれぞれ異なった教育(すなわち、通常教育と特殊教育)を提供するという発想ではなく、もともと子どもという一つのグループしかなく、しかし、子どもには、さまざまなニーズがあるので、それぞれの子どものニーズに対応した教育を提供する必要がある、という発想である。

前者の視点は、まずはじめに障害のある子とない子が明確に分けられ教育がスタートする。時には、交流教育という活動等で両者が教育を共にすることもあるが、通常教育と特殊教育があるということが前提である。

インクルージョンという理念ではそうではなく、まず子どもがいて、そしてそのための教育というものがあって、しかし個々の子どもには多様なニーズがあるので、それに応じて、さまざまなオプションを加えていくという考え方である。ここでは、障害のあるなしではなく、どんなニーズがあるかが最大の関心事なのである。

( 柘植雅義 学習障害 P24 )

1999年7月の文部省協力者会議の報告に盛り込まれた内容を参考に組み立てた「10年後の日本の小学校」。この学校風景に盛り込まれていることを整理してみると……

- (1) 1クラスが20名ほどの少人数であること
- (2) 算数等、授業によっては複数の教師でチームティーチングが行われていること
- (3) 巡回相談員が学校にやってくる、子ども、担任教師、そして保護者へ支援がなされること
- (4) 一人一人の子どもの教育的ニーズに応じて、個別の指導計画を作成していること
- (5) 保護者との面談でその経過が話し合われ、次の学期の目標設定についても話題にのぼること
- (6) 学習上特別なニーズのある子どもの支援に関する校内委員会が設置されていること
- (7) 特殊学級から通常学級の教師へのサポートがある等、校内での支援体制が構築されていること
- (8) 校外(教育委員会等)に専門委員会があり、子どもの詳しいアセスメント(実態やニーズの把握)を要求できること
- (9) 通常の学級の教師向けに「個別の指導計画の書き方」という研修が用意されていること
- (10) その研修講座は、近くの大学と教育センターとの共催プログラムであること

( 柘植雅義 学習障害 P106 )

## 【 参考資料 】 新聞報道

地元有力紙「さきがけ新聞」に昨年から、インクルーシブ教育、発達障害、そして難聴・手話に関する報道が数多く 見られました。

### 【インクルーシブ教育】

- 1 27年2月25日 県内 インクルーシブ教育 ～文科省「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」のモデルスクールとして潟上市・大豊小が委託。（平成25、6年度）～
- 2 // 3月14日 いまを読み解く 多様性認める社会へ インクルーシブ教育 秋田大学 藤井准教授  
( 国連の障害者権利条約⇒障害者基本法改正を受けて )

### 【発達障害】

- 1 7月から「子育て孫育て」のコラムに全国記事で。
  - 国が支援体制を整備 ・発達障害者支援法
  - ・アメリカの診断基準 自閉症関連の三つの障害は自閉症スペクトラム障害でくくる。
  - できる範囲で手助け ・発達障害があるといわれる人々の、多くの人の働きとの違いは、良い悪い、遅い早いというよりは、質的な違い
  - ・二次的に心理的な問題も
- 2 9月から週一回 「発達障害と歩む」として県内の取材事例  
発達障害の当事者、家族の思い、支援する保育・教育現場を12回にわたり報告したもの。桂城小学校、船川第一小学校、湯沢南中学校の事例もありました。
- 3 11月、“ 発達障害、増える相談 ” の見出しで、ふきのとう秋田（秋田県発達障害者支援センター）の相談が開設当時に比べ2倍に増えていることが記事になった。（2015.11.22 の報道）
- 4 12月。秋田大学で自閉症スペクトラム（ASD）当事者を招いて講義を2回実施したことが載った。（2015.12.23 の報道）
- 5 今年1月初め、発達障害者支援法（2005年施行）が10年ぶりに改正される見通しであることが記事になった。改正のポイントは①国・県に対して「就労機会の確保に加え、定着支援に努めること」 ②事業主に対して「特性に配慮した適正な雇用管理に努めること」 ③教育現場には「個別の指導計画の作成を推進し、福祉機関と情報を共有すること」（高校にも範囲が広がりそう…） ④捜査や訴訟にあたり「専門家との連携、社会復帰後の支援を念頭に置くこと」（2016.1.3 の報道）
- 6 2月1日。“ 発達障害 早期発見へ研修 ” ～厚労省、小児科医対象に～ の見出しの記事。今春から各都道府県と政令都市で、地域で開業する小児科医らを広く対象にした研修を始める。「研修では発達障害に特有の言動などの見分け方を伝え、専門的な医療機関を紹介するよう促す。」という。

### 【難聴・手話】

- 1 6月3日 きこえとことば支援センター（秋田市） 開設1年、相談大幅増 難聴理解へ研修会も
  - 2 11月18日 手話秋田普及センターと県立聾学校 「手話を身近に」カレンダー作製
  - 3 12月17日 読売新聞 カレンダーで手話身近に 秋田 難聴の子を持つ母製作
  - 4 12月18日 秋田さきがけ 社説 「手話条例」言語として認め合おう  
手話も言語の一つと定める……………国連障害者権利条約（2006年）  
2011年に施行された改正障害者基本法には手話を「言語」と見なす記載
- ★ 秋田県で国内唯一設置されていないのが聴覚障害者情報提供施設『聴覚障害者センター（仮称）』です。  
28年度、手話条例とともに秋田デビューが期待されます。

## 【 話題づくりのための参考資料 】 障害福祉をめぐる法体系の動向

1 障害者基本法の一部が改正され、平成 23 年(2011) 8 月 5 日公布、施行された。

### 1) 障害者の定義の見直し

- ・従来の3障害(身体、知的、精神)から、その他の心身の機能の障害に拡大
- ・精神障害が、精神障害(発達障害を含む)に。
- ・社会的障壁 障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの
- ・(性同一障害も対象)

### 2) 「差別の禁止」の新設

- ・障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- ・社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

基本理念 1 障害のある人も共に支えあって暮らすまちづくり  
⇒障害者虐待防止法 (平成 24 年 10 月施行)

基本理念 2 障害のある人の社会参加と自立の促進

⇒障害者総合支援法 (平成 25 年 4 月施行)

障害者自立支援法に代わり……

① 障害者の定義に難病等を追加

② サービス、事業その他の支援を総合的に

⇒障害者雇用促進法 (平成 25 年 6 月改正)

基本理念 3 障害を理由とする差別や社会的障壁の解消

⇒障害者差別解消法 (平成 25 年 6 月成立)

⇒障害者優先調達推進法 (平成 25 年 4 月施行)

2 障害者差別解消法がこの 4 月 (H28.4.1) から施行される。平成 25 年 6 月に成立した法律で、障害者の権利に関する条約に示された「共生社会の形成」に向けて「インクルーシブ教育システム」の構築が課題になっている。国や県、市町村で行う教育的環境整備と、指導者・本人・保護者の合意形成を図りながら取り組む合理的配慮が求められている。条約や国内法で規定される合理的配慮の否定は、障害を理由とする差別に含まれることを理解する必要がある。



**合理的配慮の例** (秋田県特別支援教育 校内支援体制ガイドライン<平成27年3月> P10掲載 県教委)

- 視覚障害 拡大コピーや拡大文字を用いた資料の活用
- 聴覚障害 身振りや簡単な手話等の活用、視覚による情報の提供
- 知的障害 理解の程度に応じた学習内容の変更や調整、絵カードや文字カードの活用
- 肢体不自由 書く時間の延長、書いたり計算したりする量の軽減
- 病弱 ICT(情報通信技術)等を活用した間接的な体験やコミュニケーションの機会の提供
- 言語障害 周囲の児童生徒、教職員、保護者への構音障害、吃音等の理解啓発
- 自閉症・情緒障害 実際的な体験を設定、活動予定表等の活用
- 注意欠陥多動性障害 掲示物の整理整頓・精選、目を合わせての指示

3 その他

障害者権利条約(平成26年1月批准)

特徴 「われわれのことを我々抜きで勝手に決めるな」というスローガンの下、「障害は、個人ではなく社会にある」といった障害者の観点からつくられた条約です。

◆ 27年度、西暦では2015年の

会報をようやくお届けできます。西暦で表すとひと区切りがつけられるのですが和暦では途中のような気がします。聴言研に関するものを拾い上げても和暦・西暦がごっちゃになり、少し戸惑いました。

あしがき

◆ 先日、内閣府・秋田県が主催する「障害を理由とする差別解消に向けた地域フォーラム～障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に向けて～」に出てみました。<2月17日(水)―県庁第二庁舎・大会議室> 基調講演、パネルディスカッションと説明資料。難しく理解できませんでした。何が難しかったかという説明の文言。同じようなコトバが資料一面にちりばめられ、さらに漢字がなんと多いことか。もっと分かり易いものにできないだろうか……との印象。自己反省して帰りました。

◆ 「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」(文科省 平成25・6年度)のタイトルに見られるように、まだ教育の“システム構築”の段階です。完全なインクルージョン時代が実現できるのだろうか、と思います。

「完全な…」が実現すると特別支援学校も特別支援学級も必要なくなるからです。その前に柘植雅義氏が述べる20人学級ご多用の中、原稿を寄せてくださいました皆様、ができるかどうかポイントですね。昔の記事再掲載に協力くださいました皆様に感謝しつつ、企画・編集を終わります。

OB 会事務局 019-2613 秋田市河辺松濑字川原田家ノ後 1-15

E-mail akita\_chougen\_obg@yahoo.co.jp